

令和6年6月定例会

令和6年6月5日（水曜日）

◎ 出欠席議員氏名

丹 野 貞 子 議長

吉 田 芳 美 副議長

出席議員（13名）

1 番 安 達 智 幸 議員	2 番 漆 山 光 春 議員	3 番 安孫子 真 弥 議員
4 番 東海林 信 弘 議員	5 番 石 垣 光 洋 議員	6 番 増 川 憲 一 議員
7 番 木 村 章 一 議員	9 番 鈴 木 英 友 議員	10 番 林 智 議員
11 番 奥 山 英 幸 議員	12 番 吉 田 芳 美 議員	13 番 丹 野 貞 子 議員
14 番 細 矢 誓 子 議員		

欠席議員（1名）

8 番 佐 藤 修 二 議員

◎ 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

田 川 美和子 事務局 長	鈴 木 淳 子 主 幹
須 藤 隆 一 議 事 係 長	岡 崎 美 穂 主 査

◎ 説明のため議場に出席した者の職氏名

森 谷 俊 雄 町 長	河 内 耕 治 副 町 長
板 坂 憲 助 教 育 長	清 野 一 晴 監 査 委 員
須 藤 俊 一 防災・危機管理監兼 総 務 課 長	真 木 秀 章 防災危機管理課長
日 塔 俊 浩 空き家対策主幹	牧 野 隆 博 政策推進監兼 企 画 財 政 課 長
日下部 敦 子 暮らし応援課長	今 田 史 明 生活環境企画主幹
今 部 憲 治 税 務 町 民 課 長	矢 作 勲 健 康 福 祉 課 長
池 田 恵 子 こどもみらい課長	佐 藤 晃 一 農林振興課長併 農業委員会事務局長

軽部 広文	商工観光課長	土方 一郎	都市整備課長
大泉 正博	上下水道課長	軽部 昭博	会計管理者兼 会計課長
宇野 勝	学校教育課長	秋場 弘昭	生涯学習課長
鈴木 淳子	監査委員事務局長		

◎ 議 事 日 程

令和6年6月5日（水） 午前9時開会、開議

議事日程第1号

- | | |
|------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸報告
（1）議長報告
（2）西村山広域行政事務組合議会報告
（3）町長報告 |
| 日程第4 | 議案の上程
議第37号 河北町町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分について
議第38号 河北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分について
議第39号 令和6年度河北町一般会計第1回補正予算について
議第40号 令和6年度河北町水道事業会計第1回補正予算について
議第41号 河北町課制条例の一部を改正する条例の制定について
議第42号 河北町町税条例の一部を改正する条例の制定について
議第43号 河北町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
議第44号 押切排水処理施設整備工事請負契約の締結について
議第45号 除雪機の取得について |
| 日程第5 | 提案理由の説明 |
| 日程第6 | 議案の審議、採決
議第37号 河北町町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分について
議第38号 河北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分について
議第44号 押切排水処理施設整備工事請負契約の締結について
議第45号 除雪機の取得について |

散 会

◎ 本日の会議に付した事件

議事日程第1号のとおり

◎ 開 議

午前9時

○丹野貞子議長 本日の欠席通告議員は8番佐藤修二議員であります。

ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、令和6年6月河北町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○丹野貞子議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長から指名します。

1番 安 達 智 勇 議員

6番 増 川 憲 一 議員

の両名を指名します。

○丹野貞子議長 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期については、去る5月29日、議会運営委員会に協議をお願いしたところ、お手元に配付しております会期日程のとおり決定しております。本定例会の会期は、議会運営委員会決定のとおり、本日から6月10日までの6日間と決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から10日までの6日間と決定しました。

ここで、清野監査委員から監査委員就任の挨拶をしたい旨の申出がありますので、これを許可します。

「清野監査委員」

○清野一晴監査委員 おはようございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一言ご挨拶をさせていただきたいと思います。

このたび、4月1日付で真木前代表監査委員の後任といたしまして監査委員を拝命し、代表監査委員の任務を担うこととなりました清野一晴と申します。

これまでの行政経験はもとより、日々自己研さんに努め、微力ではありますが、河北町の発展のため、監査委員の任務、職責を果たす所存でございますので、議員皆様方のご指導、ご鞭撻をどうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○丹野貞子議長 以上で監査委員の挨拶を終わります。

令和6年6月河北町議会定例会会期日程

月 日	本 会 議	委 員 会	摘 要
6月5日 (水)	午前9時開会、開議 1 会議録署名議員の指名 2 会期の決定 3 諸報告		議 案 件 数 予算 2件 条例 5件 その他 2件

	(1) 議長報告 (2) 組合議会報告 (3) 町長報告 4 議案の上程 5 提案理由の説明 6 議案の審議、採決 散 会		計 9件
6月6日 (木)	休 会		議案調査
6月7日 (金)	午前9時開議 1 一般質問 散 会		
6月8日 (土)	休 会		
6月9日 (日)	休 会		
6月10日 (月)	午前9時開議 1 一般質問 2 議案の審議、採決 3 議員の派遣 4 閉会中の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する調査の許可 閉 会		

○丹野貞子議長 日程第3、諸報告を行います。

最初に、議長から報告します。

- 1 3月分（水道事業会計）及び4月分例月出納検査報告書
- 2 村山地方町村議会議長会定例総会議決事項
- 3 議員の派遣
- 4 医療機関・介護施設への支援の拡充と、ケア労働者の勤務環境と処遇改善を求めるための意見書の提出に関する陳情書
- 5 ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書の亭主を求

める陳情

- 6 代執行により沖縄を犠牲にすることをやめ「対話」にて問題の解決をはかることを求める意見書の採択を願う陳情以上6件について、資料により報告します。続いて、組合議会の報告を行います。西村山広域行政事務組合議会の報告を求めます。

「1番安達智勇議員」

○1番（安達智勇議員） おはようございます。

令和6年西村山広域行政事務組合議会第1回定例会についてご報告申し上げます。本定例会は、令和6年3月27日午後2時か

ら、寒河江市議会議場で開催されました。

提案されました議案は5件で、その概要について申し上げます。

最初に、議第4号令和6年度西村山広域行政事務組合一般会計予算について申し上げます。

令和6年度の予算につきましては、関係市町の財政事情を考慮し、歳入の確保と経費の節減に努め、計画的な事業の執行と健全財政の堅持を念頭に、付託された事務事業の遂行に万全を期すことを基本として編成いたしました。

その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ17億3,830万円で、前年度当初予算と比較して1億2,848万5,000円の増としております。

以下、予算の大要について申し上げます。

最初に、歳入であります。第1款第1項第1目事務費分担金7,942万9,000円は、前年度に比べ776万円の増額ですが、人件費の増が主なものであります。

同第2目民生費分担金1億2,145万8,000円は、前年度に比べ9,858万8,000円の増額ですが、委託料の養護老人ホーム明鏡荘に係る指定管理料及び工事請負費の増が主なものであります。

同第3目消防費分担金12億5,493万6,000円は、前年度に比べ3,657万8,000円の増額ですが、人件費の増が主なものであります。

同第4目交付税措置収入3,889万5,000円は、前年度に比べ155万円の増額ですが、消防施設整備債に係る交付税措置の増が主なものであります。

同第2項第1目民生費負担金1億3,867万6,000円は、前年度に比べ1,261万2,000円の減額ですが、養護老人ホーム明鏡荘に係る事務費負担金及び生活費負担金の減が主なものであります。

第6款第1項基金繰入金4,590万2,000円は、

前年度に比べ205万8,000円の減額ですが、財政調整基金及び交通災害共済基金繰入金の減が主なものであります。

なお、交通災害共済基金につきましては、交通災害共済見舞金の支給事務が令和5年度末で終了となり、今後は必要な手続を経て、基金を各市町に分配し、全ての交通災害共済事業が終了となります。

第9款第1項第1目民生債2,980万円は、前年度に比べ1,760万円の増額ですが、養護老人ホーム明鏡荘冷暖房設備等改修工事に係る老人福祉施設整備債の増によるものです。

同第2目消防債1,820万円は、前年度に比べ1,890万円の減額ですが、高規格救急自動車等整備事業債の減が主なものです。

次に、歳出について申し上げます。

第1款第1項第1目議会費182万9,000円は、前年度に比べ2万1,000円の減額ですが、役務費の減が主なものです。

第2款第1項第1目一般管理費7,760万7,000円は、前年度に比べ778万1,000円の増額ですが、人件費の増が主なものであります。

第3款第1項第1目老人福祉施設総務費2億8,589万1,000円は、前年度に比べ1億337万8,000円の増額であります。養護老人ホーム明鏡荘の指定管理料及び工事請負費の増が主なものであります。

同第2目交通災害共済費2,000円は、前年度に比べ608万6,000円の減額ですが、歳入の説明の際に申し上げましたとおり、交通災害共済事業が終了となることから、基金の配分に係る18節の負担金、補助及び交付金、及び24節の積立金以外を廃節したことによるものです。

第4款第1項第1目常備消防費10億8,634万2,000円は、前年度に比べ3,653万円の増額であります。人件費の増が主なものであります。

同第2目消防施設費1億5,224万1,000円は、前年度に比べ2,252万8,000円の減額であります。高規格救急自動車購入費など備品購入費の減が主なものであります。

第5款公債費1億3,338万8,000円は、前年度に比べ943万1,000円の増額であります。令和4年度に借り入れた消防施設整備債の元金償還が始まることによる増が主なものであります。

次に、議第5号令和6年度西村山広域行政事務組合寒河江地区クリーンセンター、斎場特別会計予算について申し上げます。

令和6年度の予算につきましては、予算総額は、歳入歳出それぞれ10億4,957万2,000円で、前年度当初予算と比較して5,349万9,000円の減となったところであります。

なお、本特別会計につきましては、本町と直接関わりがありませんので、詳細の説明を省略いたします。

次に、議第6号西村山広域行政事務組合特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について申し上げます。

この条例の一部改正につきましては、交通災害共済事業の廃止に伴い、所要の改正をしたものであります。

次に、議第7号西村山広域行政事務組合手数料条例の一部改正について申し上げます。

この条例の一部改正につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、所要の改正をしたものであります。

次に、議第8号西村山広域行政事務組合寒河江地区クリーンセンター手数料条例の一部改正について申し上げます。

この条例の一部改正につきましては、し尿収集手数料改正のため、所要の改正をしたものであります。

以上、提案されました5議案につきまして

は、原案のとおり可決されましたことをご報告申し上げます。令和6年西村山広域行政事務組合議会第1回定例会報告を終わらせていただきます。

○丹野貞子議長 以上で組合議会の報告を終わります。

続いて、町長報告を行います。

町長から本定例会において報告したい旨の申出がありますので、これを許可します。

「森谷町長」

○森谷俊雄町長 おはようございます。

本日、令和6年6月河北町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙のところお集まりいただき、厚くお礼申し上げます。

本定例会におきまして報告すべき事項について申し上げます。

最初に、令和5年度河北町一般会計予算の繰越明許費の繰越計算書について申し上げます。

令和5年度河北町一般会計予算の繰越明許費の繰越計算書について、お手元に配付しております報告書のとおり繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項及び第150条第3項の規定により報告するものであります。

次に、令和5年度河北町土地開発公社決算書について申し上げます。

令和5年度河北町土地開発公社決算書はお手元に配付のとおりでありますので、地方自治法第243条の3第2項の規定によりご提出申し上げ、報告とさせていただきます。

次に、令和5年度株式会社河北町べに花の里振興公社決算書について申し上げます。

令和5年度株式会社河北町べに花の里振興公社決算書はお手元に配付のとおりでありますので、地方自治法第243条の3第2項の規定によりご提出申し上げ、報告とさせていただきます。

きます。

なお、4月1日付の人事異動により、取締役
に秋場弘昭生涯学習課長が選任されてお
ります。

また、河北町総合行政情報システム電算業
務委託契約外18件の契約の締結につきまして
は、お手元に配付いたしております書面をも
って報告とさせていただきます。

以上、22件につきましてご報告申し上げま
す。

○丹野貞子議長 以上で町長報告を終わります。

以上で諸報告を終わります。

○丹野貞子議長 日程第4、議案の上程を行いま
す。

議第37号 河北町町税条例の一部を改正
する条例の制定についての専決処分について

議第38号 河北町国民健康保険税条例の
一部を改正する条例の制定に
ついての専決処分について

議第39号 令和6年度河北町一般会計第
1回補正予算について

議第40号 令和6年度河北町水道事業会
計第1回補正予算について

議第41号 河北町課制条例の一部を改正
する条例の制定について

議第42号 河北町町税条例の一部を改正
する条例の制定について

議第43号 河北町下水道条例の一部を改
正する条例の制定について

議第44号 押切排水処理施設設備工事請
負契約の締結について

議第45号 除雪機の取得について

以上9議案を一括上程します。

○丹野貞子議長 日程第5、提案理由の説明を行
います。

提案者から提案理由の説明を求めます。

「森谷町長」

○森谷俊雄町長 本日ご提案申し上げております
議案につきまして、ご説明申し上げます。

本日の議案について提案理由の説明を申し
上げる前に、4月1日付で職員の人事異動を
発令いたしましたので、課長級の異動職員を
ご報告申し上げます。

くらし応援課長兼若者・女性・町民総活躍
推進室長に日下部敦子、くらし応援課生活環
境企画主幹に今田史明、こどもみらい課長に
池田恵子、農林振興課長兼災害対策主幹併せ
て農業委員会事務局長に佐藤晃一、学校教育
課長に宇野勝、生涯学習課長に秋場弘昭を充
てております。

それでは、議第37号河北町町税条例の一部
を改正する条例の制定についての専決処分に
ついて申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和6
年3月30日に公布、同年4月1日から施行さ
れたことに伴い、町税条例の一部を改正する
必要が生じたので、3月31日に専決処分
をさせていただいたものであります。

主な改正内容については、職権による税の
減免を可能とする規定の追加、個人住民税の
定額減税関係の規定の新設、固定資産税及び
都市計画税の課税の特例の延長など、そのほ
か町税条例において適用する地方税法等の条
項のずれによる改正や文言の整理などを行っ
たものであります。

次に、議第38号河北町国民健康保険税条例
の一部を改正する条例の制定についての専決
処分について申し上げます。

議第37号議案と同様、地方税法等の一部を
改正する法律が令和6年3月30日に公布、同
年4月1日から施行されたことに伴い、国民
健康保険税条例の一部を改正する必要が生じ
ましたので、3月31日に専決処分をさせてい
ただいたものであります。

主な改正内容について申し上げます。

1点目は、後期高齢者支援分の課税限度額について、22万円から24万円に引き上げるものであります。

2点目は、国民健康保険税の減額について、後期高齢者支援分の限度額を22万円から24万円に引き上げるものであります。

3点目は、低所得者世帯に対する保険税の軽減判定の所得を引き上げるものであります。

次に、議第39号令和6年度河北町一般会計第1回補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ2億1,905万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を109億6,705万6,000円とするものであります。

それでは、その内容につきまして歳出から順を追って申し上げます。人件費につきましては、職員の人事異動などに伴い、既決の予算に過不足が生じますので、給料、職員手当など、共済費について、各款にわたり組替えを行うものでありますので、職員の人件費以外のものについてご説明申し上げます。

2款総務費の会計管理費では、デジタル田園都市国家構想交付金の採択を受け、会計課窓口において住民自身で税金の収納ができる完全セルフ型の自動精算機を導入するための費用を追加するものであります。

広報費では、同様にデジタル田園都市国家構想交付金の採択を受け、メニュー画面の充実やプッシュ型によるセグメント配信機能の追加等により、住民の利便性向上と行政サービス向上を図るため、町の公式LINEアカウント機能を拡充する費用を追加するものであります。

定額減税補足給付金等事業費では、国の定額減税施策に伴い、令和6年度に新たに住民税均等割が非課税となる世帯及び住民税均等割のみ課税となる世帯、定額減税し切れないと見込まれる所得水準の方へ給付金を給付す

るための費用を追加するものであります。

戸籍住民基本台帳費では、デジタル田園都市国家構想交付金の採択を受け、税務町民課窓口にクレジットカード・電子マネーなど、様々なキャッシュレス決済方法での納付を可能とするキャッシュレス機能付レジを導入するための費用及びコンビニエンスストアにおいてマイナンバーカードを利用し、住民票の写し及び印鑑証明書を発行するサービスを導入するための費用を追加するものであります。

3款民生費の児童福祉総務費では、第3期河北町子ども・子育て支援事業計画の策定に係る費用を追加するものであります。

児童措置費では、令和6年度の児童手当法改正に対応するため、児童手当システムを改修する費用を追加するものであります。

6款農林水産業費の農業振興費では、山形県元気な地域農業担い手育成支援事業の変更に伴い、所要額を増額するものであります。

7款商工費の観光施策施設費では、児童動物園利用者の熱中症対策として、簡易ミストシャワー器具を設置するための費用を追加するものであります。

8款土木費の公園管理費では、同様に河北中央公園利用者の熱中症対策として、ふれあい館にミストシャワーを設置するための費用を追加するものであります。

9款消防費の非常備消防費では、10月に宮城県で開催される「第30回全国消防操法大会」を視察するため、消防団員の旅費等を増額するものであります。

10款教育費のICT教育推進費では、デジタル田園都市国家構想交付金の採択を受け、ICTの活用による効果的な事業を展開していくため、電子黒板を購入するための費用を追加するものであります。

以上が歳出の概要であります。

次に、歳入について申し上げます。

15款国庫支出金及び16款県支出金では、事業の歳出額及び内示額に合わせて補正するものであります。

19款繰入金では、ふるさと応援基金からの繰入金を事業の歳出額に合わせて増額するほか、歳入歳出全体の調整のため財政調整基金からの繰入金を増額するものであります。

22款町債では、事業の歳出額に合わせて補正するものであります。

以上が令和6年度河北町一般会計第1回補正予算の概要であります。

次に、議第40号令和6年度河北町水道事業会計第1回補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、収益的収入の予定額について、第1項の営業収益から、4月の人事異動に伴う下水道事業会計からの人件費負担金を32万2,000円減額し、水道事業収益を5億162万円とするものであります。

次に、収益的支出の予定額については、第1項の営業費用に、人事異動に伴う人件費として372万1,000円を増額し、水道事業費用を4億8,988万3,000円とするものであります。

以上が令和6年度河北町水道事業会計第1回補正予算の概要であります。

次に、議第41号河北町課制条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

この条例は、町民生活及び暮らしの応援に係る施策を機動的に実施するため、条例の一部を改正する必要があるため提案するものであります。

次に、議第42号河北町町税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

この条例は、令和6年度の税制改正に伴い、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことにより、町税条例の一部を改正する必要があるため提案するものであります。

主な改正内容は、寄附金税額控除について、所得税法の規定の見直しに伴う規定の整備、

私立学校法の改正に伴う所要の改正、公益法人等に係る町民税の課税の特例の削除を行うものであります。

次に、議第43号河北町下水道条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

この条例は、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」による標準下水道条例の一部改正に伴い、規定の整備を行うため、条例の一部を改正する必要があるため提案するものであります。

次に、議第44号押切排水処理施設整備工事請負契約の締結について申し上げます。

去る5月27日、2者による条件付一般競争入札を執行いたしましたところ、升川建設株式会社、代表取締役社長升川大和が落札し、1億6,478万円で契約するものであります。工事内容は押切排水処理施設整備工事一式で、工期は令和7年3月28日までとしております。

次に、議第45号除雪除雪機の取得について申し上げます。

去る5月27日、2者による除雪ドーザ（11トン級及びロータリ除雪装置）1台の指名競争入札を執行いたしましたところ、寒河江重車輛株式会社、代表取締役社長土田朋由が落札し、3,883万円で契約するものであります。納入期限は令和7年3月31日までとしております。

以上、本定例会に提案しております9議案の提案理由についてご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○丹野貞子議長 以上で提案理由の説明を終わります。

○丹野貞子議長 日程第6、議案の審議、採決を行います。

お諮りします。

議案が事前に配付されておりますので、審議の際の議案の朗読は省略したいと思います。

これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案の朗読は省略することにします。

議事の都合上、議第37号河北町町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分について、議第38号河北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分について、議第44号押切排水処理施設整備工事請負契約の締結について、議第45号除雪機の取得についてを議題とします。

○丹野貞子議長 それでは、議第37号河北町町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「今部税務町民課長」

○今部憲治税務町民課長 おはようございます。

第37号河北町町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分についてご説明申し上げます。

令和6年度の税制改正に伴い、地方税法の一部を改正する法律等が公布及び施行されたことを受けて、町税条例の一部を改正するものであります。

第42条第2項は、町民税の減免について職権により減免規定の追加であります。

第3項は、文言の整理であります。

第56条第2項は、文言の整理と固定資産税の減免について職権による減免規定の追加であります。

第56条第3項は、文言の整理であります。

第105条の2第2項は、特別土地保有税の減免について、文言の整理と職権による減免規定の追加であります。

第3項は、文言の整理です。

附則第4条の6第1項及び第2項は、令和6年度分の個人住民税の特別税額控除に係る

規定の新設です。

附則第4条の7第1項第1号、第2号、第3号、第4号及び附則第4条の7第2項は、令和6年度分の個人住民税の納税通知書に関する特例に関する規定の新設です。

附則第4条の8第1項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、附則第4条の8第2項、第3項第1号、第2号、第3号、附則第4条の8第4項、第5項は、令和6年度分の公的年金等の所得に係る個人住民税の特別税額控除に係る規定の新設です。

附則第4条の9は、令和7年度分の個人住民税の特別税額控除に係る規定の新設です。

附則第5条第2項は、条ずれに伴う改正です。

第3項は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例に関しての読替規定の追加です。

附則第7条の2第4項は、固定資産課税特例に係る法附則の項ずれによる改正です。

第5項は削除し、第6項を第5項とするものであります。

附則第7条の3第3項は、認定長期優良住宅に係る特例規定の新設です。

附則第7条の3第9項から第13項までは、項ずれと規則改正に合わせての改正です。

附則第8条は、土地に対して課する固定資産税の特例に関する用語の意義です。

附則第8条の2第1項及び第2項は、土地の価格の特例の延長であります。

附則第9条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項は、住宅等に対して課する固定資産税の特例の延長です。

附則第9条の2は、用途変更宅地等の固定資産税の経過措置の延長です。

附則第10条は、農地に対して課する固定資産税の特例の延長と文言の整理です。

附則第12条第1項及び第2項は、特別土地

保有税の課税の特例の延長です。

附則第13条の3第3項第5項は、上場株式等の配当所得の分離課税分の個人住民税の所得割の額を定める読替規定の追加です。

附則第13条の4第3項第5項は、土地等の譲渡等に係る事業所得等の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替規定の追加です。

附則第14条第3項第5号は、長期譲渡所得の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替規定の追加です。

附則第15条第5項は、短期譲渡所得の分離課税分の個人住民税の所得の額を含める読替規定の追加です。

附則第16条第2項第5号は、一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替規定の追加であります。

附則第17条第2項第5号は、先物取引に係る雑所得の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替規定の追加です。

附則第17条の2第2項第5号及び附則第17条の2第5項は、特例適用利子等及び配当等に係る個人住民税の所得割の額を含める読替規定の追加です。

附則第17条の3第2項第5号及び附則第17条の3第5項第5号は、条例適用利子等及び配当等に係る個人住民税の所得割の額を含める読替規定の追加です。

附則第18条は、宅地等に対して課する都市計画税の特例の延長と文言の整理です。

附則第19条は、商業地等に係る都市計画税の特例の延長です。

附則第20条は、宅地等に係る都市計画税の負担調整措置の延長です。

附則第21条は、商業地等に係る都市計画税の負担水準が0.6以上0.7以下についての課税標準の特例の延長です。

附則第21条の2は、商業地等に係る都市計画税の負担水準が0.7を超える場合の場合についての課税標準の特例の延長です。

附則第22条は、農地に対して課する都市計画税の特例の延長と文言の整理です。

附則第25条は、項ずれに伴う改正です。

附則第26条は、用途変更宅地等に対する都市計画税の経過措置の延長です。

本則附則第1条は施行期日を定め、第2条は固定資産税に関する経過措置、第3条は都市計画税に関する経過措置であります。

以上が専決処分させていただきました主要内容であります。よろしくお願いいたします。

○丹野貞子議長 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

採決は、電子システムによる投票により行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

（電子採決）

押し忘れなどありませんか。

（「なし」の声あり）

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議第37号河北町町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○丹野貞子議長 次に、議第38号河北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につ

いての専決処分についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「今部税務町民課長」

○今部憲治税務町民課長 議第38号河北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分についてご説明申し上げます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が公布及び施行されたことに伴い、国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

第3条第3項は、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を22万円から24万円に引き上げるものであります。

第22条第1項は、国民健康保険税の後期高齢者支援金分の減額について22万円から24万円に引き上げるものであります。

第22条第1項第2号は、低所得者に対する国民健康保険税の軽減の判定基準について、5割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を29万円から29万5,000円に引き上げるものであります。

第22条第1項第3号は、同様に2割軽減の国民健康保険税の判定基準について、被保険者に乗ずる金額を53万5,000円から54万5,000円に引き上げるものであります。

本則の附則第1条は施行期日を定め、第2条は適用区分であります。

以上が専決処分させていただきました主な内容であります。よろしく願いいたします。

○丹野貞子議長 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

採決は、電子システムによる投票により行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

（電子採決）

押し忘れなどありませんか。

（「なし」の声あり）

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議第38号河北町国民健康税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○丹野貞子議長 次に、議第44号押切排水処理施設整備工事請負契約の締結についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「真木防災危機管理課長」

○真木秀章防災危機管理課長 おはようございます。

議第44号押切排水処理施設整備工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

去る5月27日、2者による条件付一般競争入札を執行いたしましたところ、河北町谷地甲1083番地、升川建設株式会社、代表取締役社長升川大和が落札し、1億6,478万円で契約するものであります。

工期は、令和7年3月28日までとしております。

工事内容につきましては、押切地内におきまして、水中ポンプを常設するための吸い込み水槽、関連する電気設備、配水管等を設置するものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

○丹野貞子議長 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(7番の通告あり)

確認します。7番、落ちありませんか。

それでは、「7番木村章一議員」

○7番(木村章一議員) 議第44号について質問いたします。

押切排水処理施設整備工事請負契約でありますけれども、契約案では工期が令和7年3月28日となっておりますけれども、それまでの間、いつ令和2年4月豪雨のような水害が起きるか知れないという昨今でありますけれども、それまでの間の安全対策というのはどのように考えておられるのか。この工事そのものを私はできるだけ早くやってほしいという立場ではありますけれども、その間も心配でありますので、そのことについてお聞きしたいと思います。

○丹野貞子議長 「真木防災危機管理課長」

○真木秀章防災危機管理課長 ご質問の完成するまでの対応ということでございますが、町としましては令和2年7月豪雨災害以降、ハード事業ということでいきますと、令和3年5月に独自の可搬式の水中ポンプを購入いたしまして現在補完しております。また、そのほかにも対応としては、令和4年8月の大雨の際にも、このときの対応としては国や県に対しまして排水ポンプ車、これらの派遣を要請いたしまして来ていただいたというような形がございました。あるいは、時系がばらばらで申し訳ないです。令和2年7月の際には、消防団の消防ポンプ車を活用しての排水作業を行ったというようなところで、町としてやれることを全てやって対応に当たるということでございます。

○丹野貞子議長 「7番木村章一議員」

○7番(木村章一議員) 問題、心配なところは2つありまして、令和2年7月豪雨のときには、古佐川のほうからの最上川本流からの逆流水が押切地区を襲ったというふうになって

いますが、そちらの大型土のうの設置などは、令和2年7月豪雨に耐えられるようなところまでの水位というのをしているのかどうかということ、もう一つはこちらの排水機能の確保だと思うんですけども、そちらのほうはどの水準までになっているかについても確認しておきたいと思います。

以上、お聞きします。

○丹野貞子議長 暫時休憩します。

休 憩 午前9時50分

再 開 午前9時52分

○丹野貞子議長 休憩を解いて再開します。

「真木防災危機管理課長」

○真木秀章防災危機管理課長 大変失礼いたしました。

古佐川に関する大型土のうに関してのご質問でございましたが、こちらにつきましては、河川管理者である県の対応といたしまして、地元の要望なども踏まえた上で現状のような体制に整えたというところで把握をしているところでございます。

○丹野貞子議長 「7番木村章一議員」

○7番(木村章一議員) 大型土のうの想定している水域といいますかね、それはどの辺までになっているのかということをお聞きしているんですが、大体大丈夫と、こういう感じですか。よく分からない。もし分からなければ後で確認しておいてください。町でも関心はあることでしょうか、よろしくお願ひしたいと思います。今分かるのか、分からなければ後でというふうにお願ひしたい、いかがでしょうか。

○丹野貞子議長 「土方都市整備課長」

○土方一郎都市整備課長 数字的なものとかは今のところ持ち合わせていませんので、県のほうに確認して、後ほどお知らせするような形を取らせていただきたいと思います。

○丹野貞子議長 以上で7番木村章一議員の質疑

を終わります。

以上で質疑を終結します。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

採決は、電子システムによる投票により行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

（電子採決）

押し忘れなどありませんか。

（「なし」の声あり）

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議第44号押切排水処理施設整備工事請負契約の締結については、原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 次に、議第45号除雪機の取得についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「土方都市整備課長」

○土方一郎都市整備課長 議第45号除雪機の取得についてご説明申し上げます。

取得する財産は除雪ドーザ1台で、去る5月27日、2者による指名競争入札を執行しましたところ、寒河江市大字西根字中川原110番地の1、寒河江重車輛株式会社、代表取締役社長土田朋由が落札し、3,883万円で契約するもので、納入期限は令和7年3月31日であります。

取得する除雪ドーザの規格は11トン級及びロータリ除雪装置で、町道除雪作業及び排雪作業時に使用するもので、現在所有している平成8年に配備した除雪ドーザ（11トン級及びロータリ除雪装置）の老朽化に伴い、令和6年度緊急自然災害防止対策事業債を活用し

更新するものであります。

以上、よろしくお願いします。

○丹野貞子議長 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

（7番、9番の通告あり）

確認します。7番、9番、落ちありませんか。

それでは、「7番木村章一議員」

○7番（木村章一議員） 議第45号除雪機の取得について質疑いたします。

除雪ドーザ（11トン級）でありますけれども、納期についてお聞きします。前にも納期についてちょっと議論したことあったんですが、ご存じのように除雪費は雪を除雪するためのものですので、雪がちょうど終わった頃に納入というのはいかにももったいない。できれば11月末頃に、雪が降る前に入手していつでも使えるというふうにすべきではないかと。

以前は、いろんな諸部品、電子部品などがなかなか入手しづらいなんていう状況があって納期が長いんだという話でしたが、そういった事情が引き続きあるのか。それとも、今頃注文すれば大体年度末というふうに見ているのかですね。せっかく町のお金ですから、有効に使うには年度内の早いうちに入手すべきではないかと思うんですが、この点、納期についてお聞きしたいと思います。

○丹野貞子議長 「土方都市整備課長」

○土方一郎都市整備課長 今の納期についてのご質問にお答えします。

こちら昨年度中から予算要求のためにいろいろ値段ですとか、納期の調査をしていたところでございますが、やはり最低でも10か月ぐらいかかるということで、今回5月に入札をすると、その後、議決もあり、3月がぎりぎりの納期であるということで判断しまして、

この時期になっておるところでございます。

○丹野貞子議長 「7番木村章一議員」

○7番（木村章一議員） 納期が10か月というのは、いつも大体そのぐらいなのか。電子部品とかそういったものの入手に時間がかかるとか、そういった特別な事情が今もあるのか。その辺についてはどのように把握しておりますか。

○丹野貞子議長 「土方都市整備課長」

○土方一郎都市整備課長 今のご質問ですけれども、今こちらの契約する業者さんに確認というか、何が一番心配しているのかということを確認しているところ、結構今ヨーロッパのほうから部品等を調達しているということで、ロシア情勢、または中東情勢、こちらのほうで輸送路などがどのようになるのかということで一番心配していると聞いております。

以上です。

○丹野貞子議長 以上で7番木村章一議員の質疑を終わります。

次に、「9番鈴木英友議員」

○9番（鈴木英友議員） 私からは2点ほどあったんですけれども、まず1点目につきまして、7番議員と同じ内容でしたので了解しました。ありがとうございます。

あともう一点ですけれども、既存のドーザにつきましては、老朽化に伴っての今回入替えとなるんですけれども、既存のものの処分についてはどのような形での処分になるんでしょうか。

○丹野貞子議長 「土方都市整備課長」

○土方一郎都市整備課長 今のご質問ですけれども、まだ正式には決まってはおりませんけれども、可能であれば公売なんかをして処分したいというような形を考えています。

○丹野貞子議長 「9番鈴木英友議員」

○9番（鈴木英友議員） そうすると、こちらの今回の購入価格が3,883万円と出ているんで

すけども、別にこれには含まれずに、既存のものについては下取りとか、あとはそういう形での売却とか、そういうことを考えているということで、時期等については今のところは何も決まってないという考えでよろしいでしょうか。

○丹野貞子議長 「土方都市整備課長」

○土方一郎都市整備課長 今シーズンは既存の除雪車を使いますので、来年度になると思えますけれども、そのあたりでどのような形で処分できるか、公売できるのか、それとも何らかの処分方法を別に考えなければいけないのかというのは検討していきたいと思えます。

○丹野貞子議長 「9番鈴木英友議員」

○9番（鈴木英友議員） 分かりました。来年度になるかもしれないという話なんですけども、今年度はそれを使うらしいんですが、先ほど7番議員からもありましたように、やはり新しいドーザを購入となった場合には、少しでも早いうちにやっぱり納入して、今年度から使うような形で考えていただければ、まず今年は古いのがあるからそれでいいんだということではなくて、積極的に進めていただきたいと思えます。

終わります。

○丹野貞子議長 以上で9番鈴木英友議員の質疑を終わります。

以上で質疑を集結します。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

採決は、電子システムによる投票により行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

（電子採決）

押し忘れなどありませんか。

(「なし」の声あり)

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議第45号除雪機の取得については、
原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

明日6月6日は、議案調査のため休会となります。

6月7日は、午前9時までにご参集願います。

お疲れさまでした。

午前10時03分 散 会